

不当な取引制限における

合意の立証に関する若干の考察(三)

井上

明

目次

はじめに

一 我國の審、判決

(一) 湯浅木材工業(株) ほか六十四名に対する件

I 審決の概要

II 考察

(二) 東洋レーヨン(株) ほか十二名に対する件

I 審決の概要

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察 (三)

II 考察

(以上本誌第四十六号)

(三) 新聞販路協定事件

I 事件の概要

II 考察

(四) 野田醤油(株)ほか四名に対する件

I 審決の概要

II 考察

(五) 片倉工業(株)ほか十六名に対する件

I 審決の概要

II 考察

(六) 川口製糸(株)ほか三名に対する件

I 審決の概要

II 考察

(七) 石油価格協定事件

I 事件の概要

II 考察

(六) 鐘淵紡績(株)ほか九名に対する件

(以上本誌第四十七・四十八合併号)

二 本質的判例法の発見

(一) 意思の連絡ないし合意の成立要件、に関する本質的判例法

I ratio decidendi の検討

II 本質的判例法

1 他の行為者の行為の認識ないし予測及びそれに基づく意思決定

2 行為の予測に基づく意思決定の内容

3 1 2 のまとめ

4 行為予測の原因

5 結論

(二) 間接事実による証明、に関する審判決の本質的態度

I 湯浅木材事件、新聞財路協定事件及び片倉製糸事件からの帰納

1 間接事実より認定される事実……話合等に基づく行為予測及び意思決定

2 間接事実1……平行行為群の存在及びその合理的根拠の証明の不存在

3 間接事実2……(i)話合または意見開陳及びその相互聴取、及び(ii)行為予測の動機が存在及び話合

もしくは意見開陳・聴取に基づく行為の予測の可能性、を推測せしめる事情の存在

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察 (三)

4 結論

II 川口製糸(株)事件及び東洋レーヨン(株)事件からの帰納

1 両事件の認定態度

2 認定を否定された事実の本質……行為の予測

3 2の行為類型該当事実の認定の否定に導く事情

4 結論

III 野田醤油事件からの帰納

IV 石油価格協定事件

(以上本号)

二 本質的判例法の発見

これまで、七つの審判決の定立したと考えられる *rationes decidendi* を、いわゆる重要事実 (the facts treated as material by the judge) に着目して発見しようとして試みて来たが、ここでは、これらの個々の *ratio decidendi* からの帰納を通して、その奥にあると思われる本質的判例法の発見を試みたい。

このような作業を行うのは、この作業に少なくとも次のような意味があると思われるからである。

1、先に明らかにしようとした個々の審判決の *ratio decidendi* は法的安定性の確保の見地及び被審人の平等の見地より、それぞれ先例たることを要求されるが、これらの *ratio decidendi* がいくつか定立されると、その

奥にある本質的的原理的法命題が同様の理由により先例たることを要求されるに至ると考えられる。即ち、このような本質的的法命題の発見は、まず第一に、先例として機能すべき規範の発見としての意味がある。

2、次に、審判官、裁判官等の、法的安定性確保の為の先例重視を条件として、本質的的法命題の発見は、将来の審判決の予見にも役立つと考えられる。

3、また、本質的的法命題を論評することは個々の審判決の重要部分を論評することとなると思われるので、本質的的法命題の発見は審判決の論評（及ぶその方向づけ）の為に便利である。

(一) 意思の連絡ないし合意の成立要件に関する本質的判例法

I *ratio decidendi* のまとめ

まず第一に、意思の連絡ないし合意の成立要件に関する本質的判例法の発見を試みる。その為にこれまでの考察に基づき、不当な取引制限の一要素たる意思の連絡ないし合意の成立要件に関し審判決の定立したと考えられる *rationes decidendi* を、⁽¹⁾ここでまとめてみると、次の通りである。

(1) 湯浅木材工業（株）ほか六十四名に対する件（昭和二十三年（判）第二号、昭和二十四年八月三十日審決）

「集会において種々雑談の末、各自が自己以外の全ての者の（又は、集会のメンバーの任意の二人が互いの）行動を予測し、自己もまたこれと歩調をそろえようと決意し同一行動に出る場合には、——これらの者（≡各自と自己以外の全てのもの、またはメンバーの任意の二人）の間に意思の連絡がなされたことになる」⁽¹⁾

(2) 東洋レーヨン（株）ほか十二名に対する件（昭和二十七年（判）第二号、昭和二十八年八月六日審決）

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察 (三)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察 (三)

1° 正式に採択がなされぬ、また、

2° (この種の会合における協議の結果多数の意向が一致するときは他の者もこれに従うという慣行が成立しており、はたまた、平素の被審業者間の関係が少数の反対者も多数のはっきりした意思に反して生産を行うことを情宜上その他の理由により實際上困難にするようなものであって) 明示の合意の成立をまたず、単に生産制限について話し合ったということだけでその情況から業者らは他のすべての業者も生産制限を行なうことを予測することができ、これに信頼して各自生産制限を実行したものの、ともいえず、かつ、

3° 敵密な行為の一致も存在しない場合には、——共同意思の存在は否定されねばならない⁽²⁾⁽³⁾。」「

(3) 新聞販路協定事件 (東京高裁 昭和二十八年三月九日判決 高裁民集六卷九号 四百三十五頁以下)

「下記の1°、3°により構成される行動類型に該当する事実が存する場合には、——新聞販売店(小売店)の間に、暗黙に新聞販売(小売)の地域協定が締結され(及びその実行為がなされ)たことになる。

1° 各新聞販売店(又は各小売店)と各新聞発行本社(又は各生産業者)間の契約により、各新聞販売店(または各小売店)が新聞販売(または事業活動)を行うべき地域(≡業務地域)が定められ、(この場合、地域は各新聞本社(各生産者)とも、同一地域を定めた)

2° (契約の表面上は、各新聞販売店(各小売店)に地域内で排他的に(新聞)販売をすべき地位を与えるという特別の定めは見えず、各販売店が特に地域外で事業活動することを禁ずる旨の定めもないが)、各新聞販売店(小売店)は、上記契約を締結するにあたっては、以前の販売店間の話し合いに基づき、自己がその地域内でのみ販売しようと同様に他の販売店(小売店)も同様の契約を行い、その契約によって定められる地域においてのみ事業活動を行うもので

あること、を予期し、それによってのみ自己の地域も保証されるものであることを相互に認識していた。

3° (かくして締結される各個の契約が相集まって、新聞の販売(一定の小売)の取引分野を細分化された地域に分割し、各地域に一販売店を置き、各販売店は互いに自己の地域内において排他的地位を得ると共に他の地域では事業活動を行わないという制限を課している事業形態をもたらすのであるが)、各新聞販売店(各小売店)及び各新聞発行本社(各生産業者)は、この事業形態の内容を知悉しつつ、一致した行動をもってこのやり方に従っている(「各々上記1°の契約を履行し、かつ、自己の地域でのみ事業活動を行い他地域へ進出を試みない」⁽⁴⁾)。

(4)野田醤油株式会社ほか四名に対する件(昭和二十五年(判)五十九号 昭和二十七年四月四日審決)

1° 複数の、(同種の商品の)生産販売業者(甲1、甲2、甲3……)が会合し

2° そのうちの指導的業者甲1に対し、他の業者(甲2、甲3……等)から、甲1の将来とるべき価格について質問がなされ、甲1からその将来とるべき価格についての解答がなされ、甲2、甲3……等もこれに同調して

3° 結局、全ての業者(甲1、甲2、甲3……等)が同一価格で販売する、という行動類型は「共同して対価を決定し、維持すること」に該当し、従って、また『共同して相互に事業活動を拘束して遂行すること』に該当する。――従って、そこに意思の連絡ないし合意も含まれている⁽⁵⁾。

(5)片倉工業株式会社ほか十六名に対する件(昭和二十五年(判)六十二号、昭和二十七年十二月十五日審決)

1° 売買取引の一方の当事者たる複数の業者(甲1、甲2、甲3……等)が取引の相手方(乙)との会合に出席し、一定価格を主張する乙に対し価格に関する一致した具体的意見を述べ

2° そのうちの一人(甲1)が、1°の意見開陳及びその聴取に基づき、自己が当事者として乙との間に決定する

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

価格に他の業者も追従することを予想して価格の折衝に当り、

3° 他の業者(甲2、甲3……)は、1°の意見を述べる際、自己の述べる見解が乙と価格交渉をする甲1に影響を及ぼすことを十分承知し、かつ、もしこれらの間に価格が決定されれば各自もまたこれに従わんとする暗黙の了解のもとに、価格について種々具体的見解を開陳し、

4° その後、甲1と乙の間に価格が決定され、

5° この結果が甲側の少なくとも一部のもの(甲2、甲3等)に連絡され、

6° 甲1甲2甲3等甲側全員がこの価格に従い取引を行うという行動類型は(行動類型B) → 『共同して対価を決定すること』に該当する。 → 従ってそこに意思の連絡もしくは合意も含まれている。』

(6) 川口製糸株式会社ほか三名に対する件(昭和二十五年(判)六十三号 昭和二十七年十二月十五日審決)

本件は、共同行為の成立要件としては「片倉工業(株)ほか十六名に対する件」と同じものを考えていると思われるので、再述を省く。⁽⁷⁾

(7) 石油価格協定事件(東京高裁 昭和三十一年十一月九日判決)

「1° 販売業者が会合(＝出席メンバーの話し合いの間に同業にある者の常として一様の認識が得られ、それに基づいてその内容が実行に移されるという性格のもの)を開き、

2° (一定事項の決議づけ等はなされなかったけれども、一部の者が積極的に発言し出席者はいずれもこれを了承し、反対の見解を表明する者はなかった、という形で)一定価格を基準として自肅販売をするとの了解に達した場合には → 販売業者間に価格協定が行われたことになる。⁽⁸⁾」

- (1) 拙稿 不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(一) 成城大学「経済研究」第四十六号 百三十四頁～百三十五頁。
- (2) 拙稿 前掲 百四十四頁。
- (3) 本審決においては他に次のような法命題も定立されていると先に記した。
 法命題A「会合において正式に決議が成立せず何ら明示の合意が存在しなくとも、(この種の会合における協議の結果多数の意向が一致するときは他の者もこれに従うという慣行が成立しており、はたまた平素の被審人業者間の関係が少数の反対者も多数のはっきりした意思に反して生産を行うことを情義上その他の理由により実際上困難にするようなものであって) 明示の合意の成立をまたず、場合によっては単に生産制限について話し合ったということだけでその状況から業者らは他のすべての業者も生産制限を行うことを予測することができ、これに信頼して各自生産制限を実行したものとすれば、↓黙示的に意思の合致があったものとして共同行為が成立したと見るのを妨げない。」(同百四十三頁)。しかし、本審決においては、意思の合致が否定されているのであるから、この法命題は *obiter dictum* であると思われる。
- (4) 拙稿 不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(二) 本誌第四十七・四十八合併号二百四十六頁～二百四十七頁。
- (5) 同二百五十一頁～二百五十二頁。
- (6) 同二百六十一頁～二百六十二頁。
- (7) 同二百六十七頁。
- (8) 二百七十一頁。

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察 (三)

II 本質的判例法

さて、これらの *rationes decidendi* の要件部分たる行為類型を、意思の連絡ないし合意の結果として生ずる平行行為群に着目してながめるとき、次のことが認識される。

1 他の行為者の行為の認識ないし予測及びそれに基づく意思決定……まず第一に、全ての平行行為の行為者に、他の行為者の行為の認識もしくは予測が存し、それに基づき自己の行為の意思決定を行っていると思われる。⁽¹⁾

(1) 例えば、(i)湯浅木材工業(株)ほか六十四名に対する件(及び東洋レーヨン株式会社ほか十二名に対する件の傍論たる法命題A)の行為類型においては、平行行為群の行為者各自が集合雑談を通して他の行為者の行為を予測し、それと歩調をそろえようと決意している。

(ii)また、新聞販路協定事件の行為類型においては、各行為者(≡新聞販売店)は、地域契約を新聞発行本社と締結するにあたり、他の行為者(≡新聞販売店)も同様の契約を行いかつその契約によって定まる地域でのみ業務活動を行うものであることを、相互に予期している。(2°)

(iii)また、片倉工業(株)ほか十六名に対する件(及び川口製糸(株)ほか三名に対する件)の行為類型においては、指導的業者甲1は、自己の価格決定に甲2、甲3等が追随することを予期し、追随の生ずるような行為(価格決定)を意思決定し実行しており(2°)、甲2、甲3は、自分達の乙への意見開陳が甲1に影響を及ぼしその結果甲1が自分達の開陳意見に近い線で行為(価格決定)をするであろうことを予期し、その予期した甲1の行為の結果の報告を受けて甲1の行為を認識し同様の行為(価格決定)をしている(3°、5°、6°)。

(iv)さらに、石油価格協定事件における「会議において一部の者のみが積極的に発言し、他の者は見解を表明しな

ったが、出席者には同業にある者の常として一様の認識が得られ、自然に一定価格を基準として自肅販売するとの了解に達する」という行為類型には、当然、他の業者の行為の予測とそれに基づき自己の行為を決定するという要素がみられる。

(v)野田醤油株式会社ほか四名に対する件の行為類型においては、甲2、甲3は指導的業者の甲1に質問し解答を得てこれに同調(甲1の将来の行動……一定の価格で販売すること……を予測し、それと同一行為をしようとする)している。(20)

甲1については、前記命題上は、甲2甲3等の行為の予測があったのか否か明らかではない。甲1については他の業者の行為の予測が不要であるというのであれば、この点において本事件は他の事件と異なる。即ち、話し合いの間に業者の一部の甲(甲2、甲3)が一方的に他業者(甲1)の行為を予測し、それに合わせて行為した場合でも、意思の連絡ありということになる。

しかし、この行為類型の示すごとき情況においては、「甲1は自己の解答に甲2、甲3が追随することを予想している」のが通常と思われる。従って公取もこの点を考慮していると推測され、その場合にはこれも重要事実となり、前記法命題に追加されるべきことになる。

「甲1も甲2、甲3の追随を予想したこと」を重要事実として前記命題に追加すれば次の如くなる。

1。複数の(同種の商品の)生産販売業者(甲1、甲2、甲3……)が会合し

2。そのうちの指導的業者甲1に対し、他の業者(甲2、甲3……)から甲1の将来とるべき価格について質問がなされ、甲1は自己の解答に甲2が追随することを予想して将来自己のとるべき価格についての解答を行い、甲2、甲3……はこれに同調し(甲1の行為を予測し、それと同一行為をとろうと決定し)

3。結局、全ての業者(甲1、甲2、甲3……)が同一価格で販売する場合には――意思の連絡ないし合意がその不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

中に含まれている。」

2 行為の予測に基づく自己の行為の意思決定の内容……ところで、相手の行為の予測に基づき自己の行為の意思決定をする仕方は、二種類あるように思われる。即ち、

1° 自らはイニシアティブをとらず、ただ相手に同調し、予測される相手の行為と同じ行為をしようと意思決定する場合⁽¹⁾。

2° 相手の追隨を予想し、自らイニシアティブをとり追隨を生ぜしめるような行為をしようと意思決定する場合⁽²⁾の二通りがある。

しかし、この意思決定の二態様は本質的に異なっているとはいえず、いずれも次のような本質的態度のあらわれといえる。即ち、「予測される相手の行為との関係で競争制限的效果を生ぜしめるような行為(又は、予測される相手の行為と同一の行為)をしようと、意思決定すること」

(1) 湯浅木材工業(株)ほか六十四名に対する件、東洋レーヨン(株)ほか十二名に対する件、新聞販路協定事件、野田醤油(株)ほか四名に対する件の甲2、甲3等、片倉工業(株)ほか十六名に対する件の甲2、甲3等、及び石油価格協定事件、はこれである。

(2) 野田醤油(株)ほか十二名に対する件の甲1、片倉工業(株)ほか十六名に対する件の甲1の意思決定がこれである。

3 12のまとめ……12をまとめると次の如き本質的行為類型が帰納され得ることになる。

「複数の業者が、相互に、他の業者の行為を認識ないし予測し、その行為との関係で競争制限的效果を生ずるよ

うに（又は、その行為と同一の行為となるように）自己の行為の意思決定を行う。」

4 行為予測の原因

ところで、この他の行為者の行為の予測の原因は何かといえば、それは次の通りである。

1° まず、湯浅木材工業（株）ほか六十四名に対する件（東洋レーヨン（株）ほか十二名に対する件の傍論）、野田醤油（株）ほか四名に対する件及び石油価格協定事件の各事件においては、「将来平行行為の行為者となった者の間の話し合い」が原因となっている。⁽¹⁾

2° 次に、片倉工業（株）ほか十六名に対する件においては、甲側と乙側が同一の時と場所で取引の交渉を行い、取引の一方の当事者甲側（甲1、甲2、甲3……）のうちの

甲1は、「自己が取引の相手方乙に対し述べる意見が甲2、甲3……に影響を与えることを期待し、かつ甲2、甲3……の乙に対する意見開陳を聞くこと」により甲2、甲3の追従を予測し、

甲2、甲3等は、同様に、「自分達が乙に対し述べる意見が甲1に伝わり甲1に影響を与えることを期待し、かつ甲1の乙に対する意見開陳を聞くこと」により、甲1の行為を予測している。

結局、甲1も甲2、甲3……もともども、

「取引の相手方（乙）と同一の時、場所で交渉した際に、自ら乙に対し意見を開陳し、かつ他の同業者が同様に乙に対し意見を開陳するのを聞くこと」が、相互の行為を予測せしめる原因となっている。

3° 新聞販路協定事件

この事件においては、各新聞販売店は、統制団体及び新聞発行本社と業務地域の契約を結ぶにあたって、他の不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

新聞販売店も同様の契約を結びかつそこで定められる地域においてのみ業務活動を行うものであることを、相互に予測していたのであるが、この予測の原因は何であらうか。

ところで地域協定が締結されるに至る経過を、高裁判決及び公取審決双方の事実認定を総合して考察すると、大略次の通りである。

①昭和十六年十二月、新聞の発行及び販売が統制されるに及びそれまで専売制であったのが合売制となる。そのころ、各新聞販売店間の相談により各新聞販売店の業務地域が分けられ、これに新聞発行本社が立会うという形で、業務地域が成立し、これが、各新聞販売店と各新聞発行本社及び統制団体との新聞販売に関する個々の契約によりそのまま業務地域と定められた。

②その後昭和二十年六月、統制団体と販売店が協議し改めて地域が定められ、さらに終戦後地域の再編成が行われた。

③昭和二十三年四月、統制団体が解散され、従来の契約は失効した。しかし、事業形態は関係者間に従来の形で存続し、ただ、中間の統制団体を廃して、本社と販売店間の直接の契約関係となった。

これらの事実からみて、(i)まず、戦時中をはじめて各新聞販売店と発行本社が業務地域の契約を締結した際に存した、各新聞販売店の相互の行為の予測は、「昭和十六年十二月頃行われたと思われる各新聞販売店間の業務地域に関する相談」が原因となつてなされたものと考えることができる。

(ii)昭和二十三年四月頃、中間の統制団体の解散に伴い、それを廃して、各新聞販売店と各新聞発行本社間に直接の地域契約が(暗黙のうち)締結された際の、各販売店の相互の行為の予測に関しては、(a)上記の昭和十六年

十二月頃の各販売店間の相談の他に、(b)その頃、(a)の相談により成立した地域をそのまま踏襲した契約が各新聞販売店と本社及び統制団体間に成立したこと、(c)昭和二十年六月統制団体と販売店が協議し改めて地域が定められ、(d)さらに終戦後地域の再編成が行われたこと、及び(e)それまでに形成された業務慣行等が、予測の原因となっていると考えられる。そして、昭和二十年六月の統制団体と販売店の協議、及び終戦後の地域の再編成にも販売店間の相談がからんでいると推測すれば、この昭和二十三年四月頃の本社と販売店間の直接の（暗黙の）契約締結に際しても、販売店間の予測の原因として、販売店相互間の相談が重要なファクターをなしていると思われる。

このように考えかつ他の事件と総合的に考察するとき、本件の合意の成立要件中にも、湯浅木材事件等と同様に、「平行行為の行為者間の相互の行為の予測の原因としての、話し合い（相談）の存在」が入れられていると考えるべきであろう。⁽²⁾

4° 以上により、他業者の行為の予測の原因は、次の二つに分類される。

- (i) 平行行為の行為者間の話し合い
- (ii) 共同の取引の場における、平行行為の行為者の、取引相手（第三者）への意見開陳及び他の行為者の取引相手への意見開陳の聴取

- (1) (i) 湯浅木材工業（株）ほか六十四名に対する件においては、行為の予測の原因は、当事者間の集会における雑談であり、(ii) 石油価格協定事件及び東洋レーヨン（株）ほか十二名に対する件の傍論における行為の予測の原因は、会合における話し合いであり、(iii) 野田醬油（株）ほか四名に対する件における行為の予測の原因は、指導的立場にあ

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察 (三)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

る業者への質問とその解答である。

(2) 先に記した本件の合意の要件中には、予測の原因としての話し合いの事実を入れなかったが、(拙稿「不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(二)」本誌四十七・四十八合併号二四六～二四七頁)ここでこれを修正する。

5 結論……結局、不当な取引制限における合意の成立要件に関する根本的本質的判例法は、次のようにまとめることができようか。

命題 (i)

① 1° 平行行為の行為者達の話し合い、もしくは 2° 平行行為の行為者達の共同の取引の場における第三者(取引相手)への意見開陳及びその相互聴取、に基づき

② 平行行為の行為者達が、相互に、他の者の行為を予測し、それとの関係で競争制限的效果を生ずるよう到自己の行為の意思決定を行うことは、↓ 不当な取引制限の要件の法律事実たる意思の連絡もしくは合意の外延に含まれる。

(二) 間接事実による証明、に関する審判決の本質的態度

(一)においては、不当な取引制限における意思の連絡ないし合意の認定を容易にする為に審、判決がその成立要件をどの程度緩和しているかの見地から、意思の連絡ないし合意の成立要件に関する本質的原理的判例法の発見

を試みた。ここでは、次に、このように緩和された要件に該当する事実の、認定の容易化がいかにはかかれているか、即ち、どの程度まで間接事実による認定が行われているか、の見地より、審判決の原理的本質的態度の発見を試みたい。

I 湯浅木材事件、新聞価格協定事件及び片倉製糸事件からの帰納

第一に、かなりの類似点のみられる湯浅木材事件、新聞価格協定事件及び片倉製糸事件の考察より始める。

1 間接事実より認定される事実……話し合い等に基づく行為予測及び意思決定。

まず、これらの三事件において、間接事実に基づき認定された事実は、次の通りである。即ち、

①湯浅木材工業事件においては

「集会のメンバーが、雑談に基づき他のメンバーの行為を予測し、自己もこれに歩調をそろえようと決意し同一行動に出たこと」⁽¹⁾であり

②新聞販路協定事件においては、「各販売店は、各製造販売業者（Ⅱ発行本社）と業務地域に関する契約を締結するにあたって、以前の販売店間の相談に基づき、（自己がその地域内でのみ販売しようと同様に）他の販売店も同様の契約を行い且その契約によって定める地域においてのみ業務活動を行うものであることを予期し、それによってのみ自己の地域も保証されるものであることを相互に認識していたこと」⁽²⁾であり、

③片倉工業事件では、「甲1、甲2等の意見開陳及びその聴取に基づき、1°甲1が、乙との価格の折衝にあたる際、自己が乙との間に決定する価格に他の業者（甲2、甲3……）も追随することを予想しており、2°また、甲

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察 (三)

2、甲3等も、具体的意見を開陳した際、自己の述べる見解が乙と価格交渉する甲1に影響を及ぼすことを十分承知し(≡甲1の行為を予測し)ており、かつもし甲1と乙間に価格が決定されれば各自もまたこれに従わんとする暗黙の了解の下に意見開陳を行った事実⁽⁵⁾である。

これらの事実の本質は何かが次に問題となるが、それは次のようなものにとらえ得るように思われる。即ち、

「1。平行行為の行為者達の話し合い、もしくは²平行行為の行為者達の、共同の取引の場における第三者(取引相手)への意見開陳及びその相互聴取、に基づき、平行行為の行為者達が相互に他の行為者の行為を予測し、それとの関係で競争制限的效果を生ずるように自己の行為の意思決定を行うこと」(≡命題(i)の要件部分)

2 間接事実1……平行行為群の存在及びその合理的根拠の証明の不存在

次に、上記事実の認定の為の間接事実として機能した事実を考察してみると、まず第一にいえることは、三事件ともに「平行行為群の存在及び、それが話し合い以外の合理的根拠に基づくことの積極的証明が被審人側からなされないこと」が、間接事実中に含まれていることである。即ち、

①湯浅木材事件の間接事実中の「業者の行為が一致した事実(≡一致した価格で入札した事実)」

②新聞販路協定事件の間接事実中の次の事実、即ち、「(a)各新聞販売店と各新聞発行本社間の契約により、各販売店の業務活動を行うべき地域(業務地域)が定められ、(b)同一地域に二以上の販売店はなく、地域外で販売することは原則としてなかった事実⁽⁵⁾」及び

③片倉工業事件の間接事実中の次の事実、即ち「(a)まず甲1と乙の間で価格を決定し取引を行い、(b)甲2、甲3等も甲1の決定した価格と同一価格で乙と取引を行った事実⁽⁶⁾」

は、いずれもその本質を「平行行為群の存在」ととらえることができる。

また、①湯浅木材事件の間接事実中に「各業者の原価計算の結果が区々であり、行動の一致が、(それが複数)の、協定に基づかぬ独立の行為の併存にすぎぬことを示す)合理的根拠に基づくものといえないこと」が入っていること⁶⁾、及び②他の二事件においても、平行行為群の存在を説明し得る合意以外の合理的根拠の積極的証明がなされていないこと、を考慮するとき、この三事件の間接事実中には「平行行群為の存在を説明しうる合意以外の合理的根拠の積極的証明が、被審人側からなされないこと」が含まれる、と考えてよいように思われる。

3 間接事実2……(i)話合または意見開陳及びその相互聴取、及び(ii)行為予測の動機の存在及び話合もしくは意見開陳聴取に基づく行為の予測の可能性、を推測せしめる事情の存在。

最後に、三事件の間接事実中前記2の平行行為群云云としてとらえられる事実を残した部分は、その本質を、「(i)(a)平行行為の行為者間の話合、もしくは(b)平行行為の行為者達の、取引相手(＝第三者)への意見開陳及びその相互聴取、及び(ii)(a)平行行為の行為者達に互いの行為を予測しようとする動機が存したことを推測せしめる事情及び(b)平行行為の行為者が互いの行為を(i)の話合もしくは意見開陳聴取に基づき予測することが、可能ないし容易であったことを推測せしめる事情の存在」ととらえることができる。即ち、

①まず湯浅木材事件においては、前記2の平行行為群の存在云云としてとらえることのできる事実を除いた間接事実、次の通りである。

1°当時、各業者が、とるべき行為につき相互に他の意中を忖度し合っていた事実

2° a業者が集合し、とるべき行為につき雑談し

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

b ある業者が一定の行為をとることが適当と想う旨を発表し、多くの業者がこれに和し

c 少くとも一人の業者が一般の空気を推察した事実⁽⁷⁾

これらの事実のうち、^{2°}a の事実は、先に意思の連絡ないし合意の成立要件のところ述べて「(他の行為者の行為の予測の原因となる) 平行行為者間の話合いの事実」であり、^{1°}及び^{2°}b c の事実は、その本質を「平行行為の行為者達に互いの行為を予測する動機が存在したことを推測せしめる事情(^{1°})、及び上記話し合いに基づく相互の行為予測が可能もしくは容易であったことを示す事情(^{2°}b c)」⁽⁸⁾ととらえることができる。

②次に新聞販路協定事件については、先に、前記^{2°}の平行行為者の存在云云以外の間接事実としては、^{1°}「契約を締結するにあたってかどうかは別として、とにかく、各販売店は、自己の地域外に進出することは必然他の販売店に自己の地域への進出を許すことになり結局自己の地域も保全し得なくなることを十分認識していた為、地域はその地域内でのみ新聞の販売をなし得べき地域であって他の地域においては事業活動をなすべからざるも、と諒解していたこと」のみを考えた⁽⁸⁾。

これは、このままでは湯浅木材工業事件のように、「(1)話合いの事実及び(2)平行行為の行為者各自に他の行為者の行為を予測させる動機が存在したことを示す事情及び話合に基づく相互の行為予測の可能(容易)性を示す事情の存在」ととらえることはできない。

しかし、湯浅木材工業事件と総合的に本事件を考察してみると、「各販売店は、各製造販売業者(≡発行本社)と業務地域に関する契約を締結するにあたって、販売店間の地域分割の相談に基づき、自己がその(≡本社との契約により定まる)地域内でのみ販売しようと同様に、他の販売店も同様の契約を行いその契約によって定める地

域においてのみ業務活動を行うものであることを予期し、それによってのみ自己の地域も保証されるものであることを相互に認識していたこと」の認定の為の間接事実として、上記1°の事実の他に、2°戦時中の販売店間の地域分割の相談及び終戦後の地域の再編成（この中には、最少限の要素として、販売店間の地域再編成の相談が入っていると推測される。）3°業務慣行としての平行行為群の存在、4°専売制から合売制に変わり競争の激化が予想されるに至った事情、等が考慮されていると考えるべきであろう。⁽⁹⁾

このように考えるとき、これらの間接事実の本質は、湯浅木材工業事件と同様に(i)、話し合いの事実（＝上記2°の相談の事実）及び(ii)平行行為者相互間に他の行為者の行為を予測しようとする動機が存したことを推測せしめ(4°)かつ話し合に基づくその予測の可能(容易)であることを示す事情(上記1°及び3°)、ととらえることができるよう。

③また、片倉工業(株)事件についても、先に、前記2°の平行行為群の存在云云としてとらえることのできる事実以外の間接事実としては、

1°商品の売買の一方の当事者たる複数の業者甲1、甲2、甲3等が取引の相手方(乙)との会合に出席し、一定価格を主張する乙に対し価格に関する(一致した)具体的意見を述べかつそれを相互に聴取し

2°また、甲1と乙間の交渉結果が直ちに甲側の少くとも一部の者に報告された事実のみをあげた。⁽¹⁰⁾

これらの事実の本質を湯浅木材事件と同様に「(i)話し合いの事実、及び(ii)平行行為者相互間に他の行為者の行為を予測する動機の存したことを推測せしめる事情及び話し合に基づくその予測の不可能ないし容易であったことを推

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察 (二)

測せしめる事情」ととらえることができるか否かが問題となる。

この場合、1°の意見開陳及び聴取の事実とは、Iで前述した合意の成立要件中の、他の行為者の行為の予測の原因という意味で、(i)の話し合いの事実に対応すると考えることができる。しかし(ii)の事実の具体的表れとしての間接事実が本事件に存在するかが問題である。

ところで1°の事実とは、湯浅木材事件の「雑談」に較べて、参加者がずっと少数であること(II湯浅木材事件においては、一度に九々十四、五名ずつ集合雑談して全部で六十五名に意思の連絡ありとする。これに対し片倉工業事件においては、一度に三々五名が取引相手との会合に出席し、具体的意見を開陳し、全体として六名に意思の連絡があったとされている。)からみて、他の行為者の行為を予測することはより容易であったと考えられ、1°の事実は意見開陳及び聴取であると同時に、それ自身「(ii) (意見開陳及び聴取に基づく) 他の行為者の行為の予測の可能性を示す事情」としての性格をも兼ね備えているとも考えられなくはない。

また、2°の結果報告の事実は、甲2、甲3等に甲1の行為を知りたいという意欲の存在したことを示唆し、従って甲2等に甲1の行為を予測せしめる動機が存在することを示す事情ととらえることができる。

さらに、上記1°、2°の事実の他に

3° 「共同対価決定行為の発端となった会合(昭和二十五年六月二十七日)の一年程前(昭和二十四年五月頃)から、各県における繭の取引標準掛目の決定は当該県庁関係官及び養蚕団体並びに製糸業者をもって構成する繭価研究会において相互に交渉協議の結果行われており、埼玉県においては昭和二十五年二月以降も繭価を安定し蚕糸業者の繭処理困難を防止するための標準掛目を決定する必要から、埼玉県庁が養蚕団体側と製糸業者側との掛目に

関する意見をきくということで春蚕処理に関する懇談会を開催しその一方または双方を随時随所に招集してその意見を聞いていたこと、及びこの研究会の行為が私的独占禁止法及び事業者団体に抵触する恐れが生じたため農林省は昭和二十五年五月十日付の通ちょうでかかる機関は設置しないとの意向を明らかにしたこと、及び

4。製糸業者側には製糸業者を構成業者とし、製糸業の改良発達ならびに会員間の連絡相互協調を図ることを目的とする事業者団体（≡埼玉製糸協会）の会長（竹入貞人）が含まれており、この会長が先導的にまず養蚕側と価格決定を行ったこと」

等が認定資料として働いているとも考えられ、これらの事實は、「行為の予測動機⁽¹¹⁾の存在を推測せしめる事情⁽³⁾」及びこの予測の可能（容易）性を推測せしめる事情⁽³⁾、4。」としてとらえることができるとも考えられる。⁽¹²⁾

このように考えれば、片倉工業事件も、湯浅木材事件と平行に考えることができるように思われる。即ち、片倉事件における間接事実の本質的内容として、平行行為群の存在の他に

「(i) (予測の原因としての) 商品の売買の一方の当事者たる複数の業者（甲1、甲2……）が、取引の相手方（乙）との会合に出席し、乙に対し価格に関する具体的意見を述べかつ他の同業者（甲1、甲2……）のそれを聴取した事実（≡意見開陳及びその相互聴取⁽¹⁾）、及び(ii) 甲1、甲2等相互間に互いの行為を予測する動機が存したことを推測せしめる事情及び(i)の意見開陳聴取に基づく行為予測の可能性ないし容易性を推測せしめる事情^(1, 2, 3, 4)」が存在すると思われる。

4 結論……従って、湯浅木材工業事件、新聞販路協定事件、片倉工業事件の三事件より、次のような法命題

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察 (三)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)
が帰納されよう。

命題 (ii)

1° 平行行為群の存在、及びそれを説明しうる意思の連絡以外の合理的根拠の(被審人側からの)積極的証明の不存在

2° (a) 平行行為の行為者間の話合、もしくは

(b) 平行行為の行為者達の、取引相手(＝第三者)への意見開陳及びその相互聴取、の存在、及び

3° (a) 平行行為の行為者相互間に他の行為者の行為を予測する動機が存したこと、を推測せしめる事情、及び

(b) 平行行為の行為者が互いの行為を2°の話合もしくは意見開陳聴取に基づき予測することが可能ないし容易であったこと、を推測せしめる事情、の存在が証明される場合は、これを間接事実として(＝十分条件)

↓ 平行行為の行為者達が、相互に、2°の話合もしくは意見開陳聴取に基づき他の行為者の行為を予測し、それとの関係で競争制限的効果を生ずるよう自己の行為の意思決定を行ったこと、が推定ないし証明される。

(1) 拙稿「不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(一)」本誌第四十六号 百三十八頁。

(2) 拙稿「不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(二)」本誌第四十七、四十八合併号 二百四十七頁～二百四十八頁。

(3) 同二百六十三頁。

(4) 前掲拙稿「不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(一)」百三十八頁A³。

- (5) 前掲拙稿「不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(一)」 二百四十七頁 2①②。
- (6) 同二百六十三頁(2) 二百五十九頁²⁾ 二百六十頁⁴⁾。
- (6) 拙稿 前掲「不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(一)」 百三十八頁。
- (7) 同
- (8) 拙稿 前掲「不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(一)」 二百四十七頁～二百四十八頁 二百四十八頁^{③)}。
- (9) 新聞販路協定事件(東京高裁 昭和二八年三月九日判決高裁民集六卷九号四三五頁以下)、理由第一の二、及び審決集三卷十頁～十三頁事実および証拠二、～四、参照。
- (10) 拙稿 前掲「不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(一)」 二百五十九頁～二百六十頁 行動類型A 3¹⁾、3³⁾。
- (11) 公正取引委員会審決集四卷八六～八七頁。
- (12) 3°の事実は、製糸業者が互いの言動に多く接していたことを意味し、それだけ後の交渉の場において行為の予測を可能ないし容易ならしめる事情ととらえることができ、また、3°の事実は同時に、競争制限への指向の存在を示し、従って互いの行為の予測への指向ないし動機が存在を示す事情ととらえることもできる。
 また、4°の事実は、竹入が指導的代表者であることを示し、これは、第三者への意思開陳及びその相互聴取に基づき、竹入自身が他の製糸業者の追隨を予想し、また他の業者も竹入の行為(自己の開陳意見を考慮した行為を竹入がとること)を予想することを可能(容易)ならしめる事情といえる。

II 川口製糸(株)事件及び東洋レーヨン(株)事件からの帰納

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察 (三)

1 両事件の認定態度

次に、意思の連絡ないし合意の認定を否定している標記二事件について考察する。まず両事件の認定態度をここに再述すると次の通りである。

川口製糸(株) 事件の認定態度

「次の1.、5.の事実類型より構成される行為類型に該当する事実が認定されても、それだけでは――甲2、甲3等に甲1と乙間に価格が決定されれば各々それに従わんとする暗黙の了解があった」とは認定できない。

行為類型

1° 売買取引の一方の当事者たる複数の事業者(甲1、甲2、甲3……)が、取引の相手方(乙)との会合に出席し、

2° 甲側の一人甲1と乙とがまず、価格について交渉決定し、

3° 残りの業者(甲2、甲3……)もこの決定価格で乙と取引を行った。

4° 甲1は、自己が乙との間に決定する価格に甲2、甲3……も追従したと同じ結果になることを予想して価格の交渉に当たっていた。

5° ①しかし、甲2、甲3……は(乙より甲1との交渉成立の上は引続き交渉をすべく出席方の通知を受け、会合に出席し)甲1と乙の価格交渉中は、単なる傍聴者として出席していたにすぎず、

②甲1と乙の価格決定は、重要部分が甲2、甲3等に知られない方法で行われ、甲1と乙との交渉が終るや、甲2、甲3等は甲1と乙間の決定経過及び結果につきなんらの連絡も受けることなく、直ちに個別に乙

と交渉し価格の決定をした。」

東洋レーヨン（株）事件の認定態度

「証拠等に基づき

④ 1°業者間に会合がもたれ、競争制限的行為が話題とされ、多数の者が競争制限的行為をとるよう決心するに至り、

④ 2°二、三の顕著な例外を除いて、ある標準（例えば減算率）からみて一致していると考えられる行為群（平行行為群）が存在し、これが経済法則により説明できないこと、

が認定された場合でも

④ 1°会合において、反対を明らかに唱える者が少数でもあり、これらの反対意見までも拘束するような決議が黙示的にも成立しているとは認められず、

④ 2°上記標準（例えば減算率）からみて、上記平行行為群とは顕著に異なる行動をとる者が二、三あり、

④ 3°事業者団体、行政官庁等、業者への影響力が強い者から競争制限的行為をとることへの具体的要請がなされ、業者の各々がこれに基づいて行為したと認定され得る余地が認められる場合には、

——法命題A 2°の要件（Ⅱ……単に生産制限について話し合ったということだけでその情況から業者らは他のすべての業者も生産制限を行うことを予測することができ、これに信頼して各自生産制限を履行したこと）に該当する事実は認定されない。」

2 認定を否定された事実の本質……行為の予測

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

まず第一に、この兩事件においては、前述の緩和された意思の連絡ないし合意の成立要件たる行為類型

「1° 平行行為の行為者達の話し合い、もしくは

2° 平行行為の行為者達の、共同の取引場における取引相手（第三者）への意見の開陳及びその相互聴取、に基づき、複数の業者が、相互に、他の業者の行為を予測し、それとの関連で競争制限的効果を生ずるように自己の行為の意思決定を行うこと」に該当する事実の存在が、その認定を否定されている。

即ち、まず川口製糸事件においては、「甲2、甲3等に、甲1と乙間に価格が決定されれば各々それに従わんとする暗黙の了解があった」とは認定できないとされ、また、東洋レーヨン（株）事件においては、「単に生産制限について話合ったということだけでその状況から業者らは他のすべての業者も生産制限を行うことを予測することができ、これに信頼して各自生産制限を実行したこと」の認定が否定されているが、これらの認定を否定された事実は、いずれも、上記行為類型を本質とするものととらえることができる。

3 2の行為類型該当事実の認定の否定に導く事情

次に、いかなる状況のもとに2の行為類型該当事実の認定が否定されたかを考察する。

①まず、川口製糸（株）事件をみると、「甲側の一人甲1と乙とがまず価格について交渉決定をし（2°）、残りの業者（甲2、甲3等）もこの決定価格に従って乙と取引を行った（3°）」という事実類型は、平行行為群の存在を示す。また本件において、これを説明する（意思の連絡以外の）合理的根拠の積極的証明は存在していない。

しかし、「甲2、甲3……は甲1と乙の価格交渉中は単なる傍聴者として出席していたにすぎず、甲1と乙の価格決定は重要部分が甲2、甲3等に知られない方法で行われ、甲1と乙との交渉が終るや、甲2、甲3等は、

甲1と乙間の決定経過及び結果につき何らの連絡を受けることなく、直ちに個別に乙と交渉し価格の決定をした(5)「という事実類型は、平行行為の行為者の一部(甲2、甲3)に意見開陳及び甲1の開陳意見の聴取がないことを示している。

②また東洋レーヨン事件においては、まず、「ある標準(1減算率)からみて一致していると考えられる平行行為群が存在し、これが経済法則により説明できなくとも(4)」、事業者団体、行政官庁等、業者への影響力が強い者から競争制限的行為をとることへの具体的要請がなされており、業者の各々がこれに基づいて行為したと認定されうる余地が認められ(3)かつ、上記標準からみて、上記平行行為群とは顕著に異なる行動をとる者が一、三あったこと(2)が認定されているが、これは、(1)平行行為群の存在が十分でなく、また一部みられる平行行為群にもそれを説明しうる、意思の連絡以外の合理的根拠が存在することを示すといえる。

次に、「業者間に会合がもたれ、競争制限的行為が話題とされ、多数の者が競争制限的行為をとるよう決心するに至った(1)にもかかわらず、会合において反対を明らかに唱える者が少数でもあり、これらの反対意見までも拘束するような決議が黙示的にも成立しているとは認められなかったこと(1)」が認定されているが、これは、会合及び話合いの存在を示すと同時に、平行行為の行為者各自が、会合の話合いに基づき他の行為者の行為を予測することの可能性が十分でなかったことを示す事情ととらえることができる。

要するに、2の行為類型該当事実の認定の否定を導いた情況とは、川口製糸事件においては、「a 会合及びb (意思の連絡以外の合理的根拠の証明のない) 平行行為群は存在するが、c 平行行為の行為者の第三者(1取引相手)への意見開陳及びその相互聴取が十分でない」という情況であり、

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

東洋レーヨン(株)事件においては、「a 会合、話し合いは存在するが、b 平行行為群に顕著な例外があり、例外を除いた平行行為群にも合理的根拠があり、c 話し合いに基づき他の行為者の行為を予測することの可能性が十分でないことを示す事情がある」という情況である。

4 結論

以上述べたところより、川口製糸事件及び東洋レーヨン事件からの帰納により、次のような命題を導き出すことができると思われる。

命題 (iii)

(i) 平行行為の行為者達の話し合いもしくは第三者への意見開陳及び聴取が欠ける場合、または、
(ii) (a) 平行行為群に顕著な例外があり、例外を除いた平行行為群にも、話し合い及び意見開陳聴取以外の合理的根拠があり、かつ (b) 話し合いもしくは意見開陳聴取に基づき他の行為者の行為を予測することの可能性 (possibility) が十分でないことを示す事情がある場合には、――(命題(i)の要件部分の他の条件が備わっている場合でも) 平行行為の行為者達が、相互に、話し合いもしくは意見開陳及び聴取に基づき他の行為者の行為を予測し、それとの関係で競争制限的效果を生ずるよう自己の行為の意思決定をしたことの認定は否定されねばならない。

(1) 前掲拙稿「不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(二)」二六五～二六六頁。

(2) 前掲拙稿「不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(一)」一四三頁、一五〇～一五一頁。

Ⅲ 野田醤油事件からの帰納

前述のごとく、この事件においては、「事実及び証拠」の記載によれば、まず、被審人四社が会合した事実及び一致した価格で醤油を販売した事実は自由により認定され、また「その会合において、指導的業者甲1に対し、他の同業者甲2、甲3等から甲1の将来とるべき価格について質問がなされ、甲1からその返答がなされ、甲2、甲3等もこれに同調した事実」は、参考人の陳述その他の直接証拠及び甲1、甲2等が一致した価格で醤油を販売した事実から認定されている。⁽¹⁾

問題は同調の事実の認定方法であるが、これらの直接証拠及び間接事実（一致した価格で醤油を販売した事実）が、同調の事実の認定にどう働いたかは必ずしも「事実及び証拠」の記載からは明らかではない。

(1)まず、同調の事実も直接証拠中心に認定されたものとも考えられるが、その場合は、本稿の問題意識よりするときはあまり考察の意味がない。

(2)しかし、本審決においては、「会合、質問、返答、一致した価格で販売したこと」の他に、

- a 日本醤油協会（＝被審人四社その他の醤油業者を構成員とし、会員の連絡、諸情報の交換等に努めること等を目的とする事業者団体）が、情報に基づいて醤油の統制価格が撤廃されるかもしれないことを予想するに至ったこと
- b その後のこの協会の会長と被審人四社の代表者が会合し、統制撤廃後の価格について意見の交換を行ったこと
- c その後、物価庁より、醤油の統制価格は当分の間停止する旨の連絡、及び同庁ならびに上記協会から統制価格停止後の価格についての自粛要望、がなされたこと

等の事実が認定されており、これらの事実も同調の事実の認定の為の間接事実として機能しているとも考えられ

③ 不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

なくはない。

即ち、同調の事実には次のように認定されたとも考えられ得る。まず、**1°** 会合、質問、返答の事実、**2°** 一致した価格で販売した事実、及び、**3° a** 日本醤油協会の統制価格撤廃の予想、**b** 協会長と被審人四社代表の統制撤廃後の価格に関する意見交換、**c** 物価庁よりの統制価格停止の連絡、及び **d** 物価庁及び被審人協会からの統制価格停止後の価格についての自肅要望等の事実を認定し、次いで、これらを間接事実として同調の事実を認定したと。

ところでこの場合**1°**の事実の本質は、話合であり、**2°**の事実の本質は、平行行為群の存在であり、**3°**の事実の本質は他の行為者の行為を予測する動機が存在を推測せしめる事情(**a**、**b**、**c**、**d**)及び話合に基づく予測の可能性を推測せしめる事情(**b**)の存在ととらえることができる。

このように考えれば、本審決の認定態度もまた、前記命題(ii)を本質とするものであると考えることができる。

(一) 拙稿 前掲「不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察」(一) 二百五十二頁。

IV 石油価格協定事件

本事件においては、直接証拠及び次の事実、即ち、

1° 当事者が競争激化の見通しを持っていた事実

2° 会合において、価格の問題が協議されることが事前に参会者に判っていた事実

3° 会合出席者に、その担当業務の内容からみて、会社の為価格協定をする権限があった事実

を根拠として、被審人達が一定価格を基準として自粛販売するとの了解に達したことを認定している。

この場合、認定事実が、一定の競争制限的行為を行うとする了解であるが、この中には「他業者の行為を予測し、それとの関連で競争制限的効果を生ずるよう自己の行為の意思決定を行うという要素」が認められなくてはならない。この点で、前記命題(ii)との関連性があるといえないこともないが、しかし、本審決の認定は、中心が直接証拠によるものであり、上記事実は補助的に間接事実として働いているにすぎず、本論文の問題意識よりするときにはあまり重要性がない。ただ、上記1°、2°、3°の事実は、命題(ii)の事実類型3°（≡他の者の行為を予測する動機の存在及び予測の可能であることを示す事情）としてとらえ得ると思われることを注意すべきであろう。